

令和4年理事会議事録

1 日 時 令和4年7月14日（木）午後1時30分～午後2時48分

2 場 所 和歌山市吹上二丁目1番22号 日赤会館3階会議室

3 出席者 中芝理事長（岩出市長）
下副理事長（和歌山県副知事）
三軒副理事長（太地町長）
横山常務理事（学識経験者）
平野理事（高野町長）
坂本理事（学識経験者）

[書面出席]

尾花副理事長（和歌山市長）
望月理事（有田市長）
田岡理事（新宮市長）
中山理事（有田川町長）
小谷理事（みなべ町長）
井濶理事（白浜町長）
松本理事（紀和薬剤師国民健康保険組合理事長）

4 事務局 事務局長・事務局次長・電算介護課長・審査第1課長・審査第2課長・
総務課長補佐・総務課 庶務係長

司 会

定刻がまいりましたので、只今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが6名、所用の為、書面により審議に加わっていただいております理事さんが7名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年来、懸案事項になっておりました国保総合システム更改に伴う財源不足の問題については、国会議員や地方六団体に対する国庫補助獲得のための活動が功を奏し、令和4年度に必要な額として、要求額どおりの54億円余りが措置されました。

支払基金システムとの統一化やクラウド化に向けては、令和5年度においても、なお財源不足が生じる見込みとなっておりますが、既に地方六団体に対する要請活動を済ませ、今後は、国保中央会において、厚生労働大臣や財務大臣への陳情が予定されているところです。

このように、連合会にとって厳しい状況が続く中、本会といたしましては、これまで以上に、経費削減に努めるとともに、本体業務である審査支払業務や各種共同事業の充実・強化に取り組んで参る所存でございますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和3年度の事業報告、決算等、近く開催予定の総会に附議する議案でございます。

なお、本日の理事会に先立ちまして、この8日に理事保険者課長会議を開催し、課長さん方に内容を説明させていただいております。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

司 会

それでは、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長にお願いいたします。

議 長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力の程をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、三軒副理事長さんと、平野理事さんのお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

報告事項 報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

事 務 局

説明に入ります前に、去る7月8日に開催した理事保険者課長会議において、2点質問がありましたので、その回答内容と合わせて報告させていただきます。

1点目は、事業報告の(2)国保診療報酬等に関する事業 ①国保診療報酬等審査支払業務 ア審査業務に関することの再審査部会開催状況の表の中で、開催日数の計が12日となっているが、24日ではないかとの質問に対して、日数については、医科と歯科を区別することなく、部会の開催日数として集計しており、3年度においても医科と歯科は同日に開催しているため、12日となることを説明いたしました。

2点目は、同じく事業報告の(5)第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業 ア第三者行為損害賠償求償事務に関することの(イ)自賠責保険、自動車保険及び自動車共済に対する求償事務の表の前年度比を見ていただきたいのですが、2年度に比べて請求件数は増加しているが、収納件数・金額がともに減少しているのはなぜかという質問に対して、受付及び請求については、当該年度に新規に処理した件数・金額であるのに対し、収納は過失交渉を経て実際に収納された新規以外の継続分も含めた件数・金額となっており、受付・請求と収納では集計方法が異なること、また収納額については、近年自動車の性能が向上したり交通規制が厳しくなっている中で、1件当たり金額の低い案件が増加していることに加えて、加害者と被害者間での過失割合に大きく左右されることから、件数に比例して収納額が増加あるいは減少するということが一概には言えないことを説明いたしました。

それでは、報告事項について説明いたします。

なお、附議事項をお願いいたします。

報告第1号 理事長専決処分について

急を要しましたので、記載の4点について、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により専決処分いたしましたので、報告いたします。

1 退職給付引当資産の処分について

前常務理事が3月末に退任したことによるもので、積立金額3億1,721万3,551円のうち、70万4,000円を処分し、令和3年度一般会計へ繰入いたしました。

2 令和3年度一般会計補正予算について

今申し上げた退職給付引当資産の取崩分を繰入するためのもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万4,000円を追加し、総額を3億2,855万4,000円といたしました。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款5繰入金、目1退職給付引当資産繰入金と歳出の款2総務費、目1役員費でそれぞれ70万4,000円増額いたしました。

3 令和3年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

風しん抗体検査等費用と新型コロナウイルスワクチン接種費用の双方で、支払額が予算額を上回る見込みとなったことに伴う補正となります。風しん抗体検査については、毎年秋以降に減少するところが年間通して一定の実績があったこと、またワクチン接種については、令和3年12月から3回目の追加接種が始まったことが主な要因で、抗体検査等費用に関する支払勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、総額を3億7,278万3,000円といたしました。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1抗体検査等費用受入金、目1風しん抗体検査等費用受入金で500万円を、目2新型コロナウイルスワクチン接種費用受入金で1,500万円をそれぞれ増額し、歳出で支出金として、それぞれ同じ額を増額いたしました。

4 令和4年度一般会計補正予算について

県が実施する介護職員また福祉・介護職員の処遇改善に係る交付額の算出・振込業務の受託に伴うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億4,842万2,000円を追加し、総額を25億3,172万2,000円といたしました。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款8県支出金、目1介護職員処遇改善支援事業委託費で18億492万8,000円、目2福祉・介護職員処遇改善支援事業委託費で5億4,349万4,000円を増額し、歳出の款3事業費、目8介護職員処遇改善支援事業費と目9福祉・介護職員処遇改善支援事業費のそれぞれで、人件費や委託料、また事業所への交付に充てるための費用として同額を補正いたしました。

報告事項については、以上となります。

議 長

只今、報告第1号について説明をいたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

特になし。

議 長

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号及び議案第2号は、規程の一部改正等でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長
それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第1号 職員服務規程の一部を改正する規程について

10月1日施行の育児・介護休業法の改正に伴うもので、新旧対照表を載せていますが、要点を簡単に申し上げますと、子が1歳に達する日までの間については、夫婦ともに分割して2回ずつ取得することを可能とします。また、1歳以降の育児休業については、これまで1歳または1歳6か月に限定していた開始時点を柔軟化し、夫婦が育休を途中交代できるように改めます。更に、出生時育児休業を新設し、従来の育児休業とは別に出生後約8週間以内に2回を限度に、28日以内の休業取得を可能とすることで、父親が育児休業を取得しやすい環境を整えることといたします。

議案第2号 退職者医療共同事業拠出金規程を廃止する規程について

本会では、国保中央会が行う年金受給権者一覧表の作成など、退職者医療共同事業に係る経費を市町村から拠出金として徴収し、国保中央会へ納付していましたが、退職者医療制度の廃止により、請求額が小額、令和3年度決算で1,307円になったことから、今後は市町村から徴収せず、会員負担金の中で賄うことに改めるものです。

議 長
議案第1号及び議案第2号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同
特になし。

議 長
ないようでございますので、議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長
異議なしとのことですので、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号「令和4年第2回通常総会の招集について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第3号 令和4年第2回通常総会の招集について

来る令和4年7月29日（金）午後1時30分から、日赤会館3階会議室での開催を予定しております。

議 長
議案第3号について、ご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長
異議なしとのことですので、令和4年第2回通常総会については、原案のとおり招集いたします。

次に、議案第4号「令和4年第2回通常総会に附議する議案について」事務局から説明いたします。

事務局

議案第4号 令和4年第2回通常総会に附議する議案について

これより説明いたします計12議案を予定しております。
それでは順に説明いたします。

1 令和3年度事業報告の認定について

1 事業概況ですが一つ目の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応ですが、国保中央会及び国保連合会では、厚生労働省からの要請に基づき、令和3年4月から住民票所在地外でのワクチン接種費用の請求支払事務を実施しましたが、2回目接種後、感染の収束が依然見通せない中、令和3年12月からの3回目接種について

も、新設された時間外・休日加算の対応も併せ実施しました。

また、県が実施主体となる介護及び障害福祉分野での「感染防止対策支援事業」においては、2年度に実施した慰労金対応時のスキームを活用し、事業所等からの申請に基づき、感染防止対策に要する費用の支払事務を担いました。

二つ目の保健事業への取り組み以降の項目については、後ほどの説明と重複する部分がありますので、ここでの説明は省略させていただきます。

2事業運営ですが、本会では記載の8項目の基本方針に基づき、円滑かつ効果的な事業推進に努めました。

(1) 保険者支援事業等では、一つ目の保険者の国保事業への支援として、保険者の円滑な事業運営に寄与するため、各種協議会の運営、広報事業の推進、保険者をめぐる諸課題に対する支援事業の検討、国保制度改善強化等に取り組みました。

二つ目の保険者の保健事業への支援では、一つ目の国保データベース(KDB)システムの活用促進に向け、国保保健事業の初任者の方々に、システム概要や機能を理解していただき、地域の健康課題や保健事業の対象者の抽出等が円滑に行えるよう、実機を用いた研修会を開催しました。

二つ目の国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進では、コロナの影響を受ける中、保健事業支援・評価委員会では連合会保健師による保険者への事前ヒアリングや委員との連携強化を一層図るなど、効率的な運営に努めました。

三つ目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、令和6年度までに全市町村が円滑に事業を開始し効率的な事業が展開できるよう、高齢者セミナーを開催するなどの支援を行いました。

(2) 国保診療報酬等に関する事業ですが、一つ目の医療機関からの診療報酬等の請求に対して、適正かつ公平な審査と迅速な支払業務に努めるとともに、二つ目の審査業務の充実・高度化への対応では審査担当職員の審査能力の向上や、審査支払業務改革に向けての取組を行いました。

審査基準の統一化に向けては、国保中央会との連携のもと、令和4年3月時点で、医科の473項目を全国国保連合会共通の審査基準に設定しました。

四つ目の保険者事務共同処理の実施では、保険者における事務の効率化や負担の軽減を図るため、保険者に共通する事務について一元的に処理を行いました。

次の(3)後期高齢者医療診療報酬等に関する事業についても、国保と同様に審査支払をはじめ、和歌山県後期高齢者医療広域連合から受託する各種代行業務等について、迅速かつ正確な処理を行いました。

(4) 特定健康診査等事業についても、健診等機関からの特定健診・保健指導の費用請求に対して、適正な支払いに努めるとともに、データ管理など共通する事務について一元的に処理を行いました。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業では、自動車事故等において、

第三者の不法行為により生じた保険給付について、令和3年度は3億2,400円余りを収納しました。

また、求償事案発見のための支援として負傷原因調査票の作成などに引き続き取り組むとともに、求償アドバイザーによる研修会では、課長さんなど管理職の方にも出席いただき、一層の求償事務取組強化の必要性をPRしました。

(6) 介護保険事業ですが、一つ目介護保険制度改正及び介護報酬改定については、保険者等関係機関と連携を図りつつ適正に対応しました。

二つ目介護給付費等の審査支払及び共同処理業務の実施では、介護給付費等の請求に対して適正かつ公平な審査と迅速な支払に努めるとともに、保険者に共通する事務について一元的に処理を行いました。

三つ目介護給付適正化事業の推進では、医療情報と介護給付費明細書の突合点検や介護給付費縦覧点検処理などに、保険者とともに取り組みました。

(7) 障害者総合支援事業については、介護と同様でございます。

(8) その他事業運営ですが、一つ目保険者支援のためのシステムの安定運用等では、開発元である国保中央会と連携を図り、安定運用に努めました。

お示しの表は、国保総合システムをはじめ基幹系各システムの令和3年度における主な対応を記載しております。

二つ目、経費削減と健全な財政運営の推進では、経費削減に引き続き取り組むとともに、国保総合システムの次期機器更改に係る対応として、本年2月の総会でもご報告させていただきましたが、地方六団体や国会議員に対して国庫補助獲得のための要請あるいは陳情を全国規模で展開し、令和4年度に必要な額として要求額どおりの54.37億円が措置されるに至ったところです。

3事業実施状況については、主な事業のみ説明させていただきます。

(1) 保険者支援事業等のア会務運営等に関することでは、記載のとおり総会、理事会、監事会などの基幹会議を開催するとともに、国保中央会や近畿地方協議会主催の諸会議に出席しました。

(ク) 外部監査では、6月21日から23日までの3日間、会計事務所から令和2年度の収支決算等について監査を受けました。

なお、令和3年度の収支決算等についても、本年6月15日から17日にかけて監査を受け、本日配布しています監査報告書にもありますが、特に指摘事項はございませんでした。

オ広報宣伝に関することですが、(ア) 機関誌「国保わかやま」については、保険者の皆さんにご協力いただきながら、例年どおり年4回発行いたしました。

カ調査・研究に関することでは、(ア) a 国保事務検討委員会を6月と11月の2回開催し、令和4年度の負担金並びに手数料等について説明し、委員の皆様方からご意見等をお伺いいたしました。

また、b 国保連合会システム部会を書面で開催し、医療費通知書裏面広報欄に第三者行為における傷病届提出義務の啓発記事を掲載することについて各委員にご協議いただき、令和4年4月作成分から印字レイアウトを変更することといたしました。

キ事業振興に関することでは、(イ) 国保制度改善強化全国大会が、11月19日に東京都の「有楽町朝日ホール」において開催され、本県からも中芝理事長さんはじめ役員さん方、事務局合わせて計5名が参加いたしました。また、大会に先立ち午前には、県選出国会議員の先生方に陳情を行いました。国に対する要望事項については、以下に記載の11項目でございます。

なお、令和4年度の全国大会については、令和4年11月18日の午後1時から、「砂防会館」において開催予定となっております。

ク保健事業に関することのアからエについては先ほど事業運営のところで申し上げたとおりですが、(イ) a 保健事業支援・評価委員会については16保険者に支援を行いました。

(カ) 在宅保健師の会による健康づくり活動支援では、a 特定健診未受診者対策等支援事業を和歌山市、有田市、かつらぎ町、高野町、広川町の5市町で実施し、在宅保健師による電話での受診勧奨を行いました。

ケその他(ウ) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応ですが、先ほど事業概況のところで申し上げたように、感染防止対策にかかる補助金として、介護分で1,094事業所に対して約1,887万円を、障害分では268事業所に対して約290万円の支払を行いました。

(2) 国保診療報酬に関する事業の、①国保診療報酬等審査支払業務のア審査業務に関することですが、(ア) 審査委員会の開催等では診療報酬審査委員会を毎月開催し、51名の審査委員に医科、歯科、調剤合わせて866万件余りを審査いただきました。前年度と比較しますと2.6%の増となっております。

審査状況ですが、表の右端の査定率は後期高齢者分も含めて合計で0.19%となっております。

7万点以上の高点数明細書については、査定率が合計で0.35%、国保中央会での特別審査の対象となる38万点以上の審査状況についてはカッコ書きになりますが、査定率は2.87%といった状況でございます。

イ支払業務に関することですが、表右端の支払確定額の合計欄にありますように、令和3年度では、後期も含め合計で2,280億2,659万円余りの支払いを行いました。前年度比で2.3%の増となっております。

②共同処理業務についてですが、ア保険者事務共同処理に関することでは、(ア) 一般業務としてaの共同処理基本業務7種類と、bの診療報酬明細書等画像化及び原本管理業務を行いました。

また、(イ) 特別業務では、医療費通知書や後発医薬品利用差額通知の作成など5種類の業務を行いました。

⑤抗体検査等費用に関する業務では、ア風しん抗体検査等費用として、7,000万円余りを、イ新型コロナウイルスワクチン接種費用として2億9,000万円余りを、医療機関等へ支払いました。

⑥オンライン資格確認等に関する業務では、オンライン資格確認に必要な情報や被保険者等が閲覧可能となる各種情報をシステムへ連携しました。

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業の②代行業務では、後期高齢者医療広域連合から受託した10業務を代行処理いたしました。

(4) 特定健康診査等事業のア支払業務に関することでは、国保と後期合わせて8億4,949万円余りを健診機関へ支払いました。前年度と比較して約6.3%の増となっています。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、一番下の表ですが、合計で3億2,400万円余りを収納、前年度との比較では4.3%の減といった状況でございます。

また、(キ) のところですが、連合会では求償案件の掘り起こしの一環として、交通事故に多い疾病を指定した上でそれらを含む診療報酬明細書を抽出し、更そこから交通事故が疑われるものを絞り込み、被保険者に確認するための負傷原因調査票を作成支援しています。3年度では後期を合わせて計4,320件の調査票を作成し、うち106件、2.5%が求償案件として委任されている状況でございます。

残りは求償案件以外のものがほとんどと考えられますが、中には被保険者から回答のない場合や求償案件であっても傷病届が提出されていない場合などが含まれている可能性もありますので、本会では4年度にそのあたりを把握し、未処理案件の削減に向け検討を行っていきたいと考えているところです。

(6) 介護保険事業の①介護給付費等審査支払業務のア審査業務に関することでは、(ア) 介護給付費等審査委員会を毎月開催し、適正かつ公平な審査に努めました。

介護給付費審査状況については、上の表の合計欄ですが、令和3年度は件数で187万件余り、金額で1,181億9,900万円余りの請求に対して審査を行いました。返戻、査定、及び過誤等の状況については記載のとおりとなっています。

イ支払業務に関することでは、令和3年度の介護給付費等の支払件数は、合計で196万件余り、支払確定額は1,031億円余りとなり、前年度と比較してそれぞれ1.4%と0.9%の増となっています。

②共同処理業務のア介護保険者事務電算共同処理に関することでは、記載の(ア)から(コ)までの10種類の業務を行いました。

(7) 障害者総合支援事業ですが、①障害介護給付費等審査支払業務のイ支払業務に関することでは、表の右下に記載のとおり、296億4,053万円余りを事

業所等へ支払いました。前年度と比較して、約6.1%の伸びとなっております。

②共同処理業務では、市町村等から委託されております(ア)から(キ)に掲げる7種類の業務を行いました。

令和3年度事業報告については、以上となります。

事務局

2 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入合計は、予算現額3億2,855万4,000円に対し、収入済額は2億9,896万8,286円、歳出合計の支出済額は1億6,900万8,765円となっており、歳入歳出差引残額は1億2,995万9,521円ですが、この内、1億365万6,000円が法人税の課税問題で、平成26年度に積立金を整理した際に繰り入れた業務勘定の紐付き分となります。

歳入の款1負担金の収入済額は8,311万円余りで、国保の会員負担金7,800万円余り、和歌山県後期高齢者医療広域連合からの負担金400万円余りが主なものとなっています。

款2国庫支出金は保険運営安定化対策事業補助金など、573万8,000円を受け入れました。

款5繰入金、項1特別会計繰入金は6,857万円で、第三者行為求償事務を除く特別会計からそれぞれ応分の繰入を行いました。

款8県支出金2,467万円余りは、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業分として受け入れたもので、歳出の方で同額を支出しています。歳入は以上となります。

歳出ですが、款1会議費は77万円余りで、総会等の経費となります。

款2総務費、目2一般管理費は5,060万円余りで、職員5名の人件費が主なものとなります。

款3事業費、目3広報宣伝費は派遣職員1名の人件費をはじめ、国保のしおりの作成やテレビ・ラジオスポット放送に係る委託料等、1,185万円余りを支出いたしました。

目6保健事業費は1,238万円余りで、連合会保健師の報酬や国保データベースシステムの運用等に係る委託料が主なものとなります。

款4積立金では、目1退職給付引当資産と目2減価償却引当資産として、3,000万円余りを積み立てました。

款6諸支出金は国保中央会や近畿地方協議会への負担金等として、合計で1,261万円余りを支出いたしました。一般会計については以上です。

3 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

本特別会計には、国保の診療報酬の審査支払にかかる経費を賄う業務勘定と、診療報酬等の4つの支払勘定があります。

業務勘定ですが、歳入合計は予算現額7億3,235万3,000円に対し、収入済額7億5,611万6,825円、歳出は支出済額6億9,744万2,861円で、歳入歳出差引残額は5,867万3,964円となっています。

歳入の款1手数料、項1手数料の収入済額は5億5,884万円余りで、主なところでは目1国保診療報酬審査支払手数料で2億3,732万円余り、目24共同処理手数料で2億6,374万円の収入となっています。

また、同じく項2事務費は4,146万円余りで、目3新型コロナウイルスワクチン接種事務費として3,812万円余りを受け入れました。

款2国庫支出金は1,533万円、款4繰入金、項2積立金繰入金は資産取崩収入として7,046万円余りを繰り入れました。

このうち目1財政調整基金積立資産と目3ICT等積立資産については、国からの通知に基づき、年度末にそれぞれ示された上限額の範囲内で積み直す、いわゆる洗い替えという行為をしなければならないことになっており、5,000万円と1,500万円はそれに伴う取崩収入となります。他の特別会計においても、同様の処理を行っているところです。もう一つの目2減価償却引当資産繰入金546万円余りについては、記載の機器等の購入に充てるための取崩収入となります。

歳出ですが、款1総務費は4億474万円余りで、項1審査支払管理費、目1一般管理費の1億9,171万円余りは、職員10名とレセプト点検専門員4名の人件費の他、電算処理業務やシステムの運用管理に係る委託料が主なものです。

目5新型コロナウイルスワクチン接種事業費についても、冒頭事業概況のところでも申し上げた3回にわたるワクチン接種業務として、職員2名の人件費と電算処理委託料など、支出済額は3,242万円余りとなっています。

項2共同処理管理費は1億7,342万円余りで、ここでも職員8名、レセプト点検専門員6名、アルバイト職員1名の人件費と電算処理業務やシステムの運用管理等の費用が主なものとなっています。

款2審査委員会費の支出済額は2,653万円余りで、後期高齢者の業務勘定とで応分に負担しています。

款4レセプト電算処理システム特別分担金は、システムの維持や機能強化のため、開発元の国保中央会に1,934万円余りを支出いたしました。

款5積立金は1億9,700万円余りで、先ほど申し上げた洗い替えによる積み立てと、目2減価償却引当資産6,248万円余りとなっています。

なお、目4ICT等積立資産については、7,000万円を積み増し、8,500万円といたしました。

款7諸支出金、目3他会計繰出金は、人件費等に係る応分の負担として1,847万円余りを一般会計に繰り出しました。これについては、各会計で同様の措置を行っていますが、説明の方は省略させていただきます。業務勘定については以上となります。

診療報酬支払勘定ですが、予算現額833億6,119万6,000円に対し、収入済額は817億6,708万1,151円、支出済額は814億8,356万7,699円となっております。

歳入歳出差引残額2億8,351万3,452円のほとんどは、令和4年2月診療分の市町村国保への概算請求分と確定額との差額で、全額繰り越した上、4年度で保険者に返還いたします。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定については、予算現額38億9,279万円に対し、収入済額は35億6,852万4,898円、支出済額は35億6,772万3,562円、歳入歳出差引残額80万1,336円は全額繰り越した上で、概算で手当てされた指定公費分は令和4年度で国庫に返還いたします。

出産育児一時金等に関する支払勘定については、予算現額3億7,805万2,000円に対し、収入済額・支出済額ともに3億1,032万6,056円、また抗体検査等費用に関する支払勘定については、予算現額3億7,278万3,000円に対し、収入済額・支出済額ともに3億6,562万9,072円となっております。

診療報酬審査支払特別会計については、以上となります。

4 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

本特別会計ですが、業務勘定と診療報酬、公費負担医療の2つの支払勘定があります。

後期高齢者業務勘定ですが、歳入合計は予算現額7億937万1,000円に対し、収入済額7億916万7,083円、歳出の支出済額は6億8,043万181円で、歳入歳出差引残額は2,873万6,902円となっております。

歳入の款1手数料は5億8,828万円余りで、目1診療報酬審査支払手数料で3億2,182万円余り、目19代行処理手数料で2億4,192万円余りの収入となっております。

款5繰入金は6,832万円余りで、洗い替え分と項2積立金繰入金、目2減価償却引当資産繰入金432万円余りとなります。

歳出ですが、款1総務費の支出済額は4億6,804万円余りとなっており、項1審査支払管理費、目1一般管理費は2億9,643万円余りで、職員15名とレセプト点検専門員10名の人件費や電算関係の委託料が主なものです。

項2代行処理管理費は1億7,161万円余りで、同様に職員12名とレセプト点検専門員6名、アルバイト職員1名の人件費や委託料が主なものとなります。

款4国保中央会システム負担金は1,841万円余り、款5積立金は1億2,635万円余りで、減価償却引当資産として3,300万円余り、また目4ICT等積立資産で1,900万円積み増し、3,900万円といたしました。後期高齢者業務勘定の説明は以上です。

後期高齢者医療診療報酬支払勘定ですが、予算現額1,576億9,200万2,000円に対し、収入済額は1,422億4,252万9,324円、支出済額は1,422億4,252万4,910円です。

後期高齢者に係る公費負担医療に関する診療報酬支払勘定については、予算現額12億7,976万4,000円に対し、収入済額は11億318万591円、支出済額は11億317万9,498円です。

5 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本特別会計は業務勘定の他、国保と後期の2つの支払勘定があります。

特定健康診査等業務勘定ですが、歳入合計は予算現額5,947万6,000円に対し、収入済額5,994万7,247円、歳出の支出済額は4,313万2,246円で、歳入歳出差引残額1,681万5,001円となっております。

歳入の款1手数料は3,300万円余りで、目1国保で1,728万円余り、目2後期で1,572万円余りとなっております。

歳出ですが、款1総務費は2,018万円余りで、職員1名の人件費やシステムの運用管理費などの委託料が主なものとなります。

款2積立金は1,834万円余りで、洗い替え分と、目2減価償却引当資産として634万円余りを積み立てました。

款4負担金は、システムの維持管理費用として、中央会へ359万円余りを支出いたしました。

特定健康診査・特定保健指導等支払勘定については、予算現額6億2,500万2,000円に対して収入済額・支出済額ともに5億5,986万1,758円、また後期高齢者健康診査支払勘定については、予算現額3億7,200万2,000円に対して収入済額・支出済額ともに2億8,962万8,318円となっております。

特定健診等特別会計歳入歳出決算については、以上です。

6 令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入合計の予算現額3億8,388万6,000円に対し、収入済額は3億5,932万5,550円、歳出の支出済額は3億5,147万8,972円で、歳入歳出差引残額784万6,578円は翌年度へ繰越いたします。

歳入の款1損害賠償金受入金3億2,407万円余りは、損保会社等からの受入金で、歳出で同額を保険者等にお支払いしています。

款2手数料は「被保険者割」と「収納額割」があり、2,830万円余りとなっています。

款3国庫支出金は420万円余りで、予算額より増えているのは求償専門員の業務分担の見直し等により、後期高齢者分として、新たに300万円余りの補助を受けたためです。

歳出ですが、款1総務費は2,734万円余りで、職員2名と求償専門員3名の人件費及びシステムの運用費が主なものとなります。

第三者行為求償事務特別会計については、以上となります。

7 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

本特別会計では業務勘定と、介護給付費、公費の2つの支払勘定があります。

介護保険業務勘定の歳入合計は予算現額3億2,385万1,000円に対し、収入済額2億8,941万6,265円、歳出の支出済額は2億5,219万3,005円で、歳入歳出差引残額は3,722万3,260円です。

歳入の款1手数料は、1億3,035万円余りとなっています。

款2国庫支出金は654万円、款4負担金は介護保険者からの負担金で918万円余りを受け入れました。

款5主治医意見書料等受入金8,948万円余りは、保険者から受入れ、同額を医療機関に支払っております。

歳出ですが、款1総務費の支出済額は8,902万円余りで、項1審査支払管理費、目1一般管理費の支出済額7,226万円余りは、職員3名と介護処理専門員1名の人件費の他、システムの運用管理費などの委託料が主なものです。

項2介護サービス苦情処理管理費の503万円余りと、項3特別徴収経由機関業務費の857万円余りについても、職員の人件費やシステムの運用管理費などの委託料が主なものとなります。

款4国保中央会負担金は、中央会への審査支払等システム負担金や共同運用センター負担金などで、3,300万円余りを支出いたしました。

款7積立金では、洗い替え分の他、減価償却引当資産分として2,870万円余りを積み立てました。

介護給付費等支払勘定の歳入ですが、予算現額1,049億725万7,000円に対し、収入済額は1,022億557万9,568円、歳出の支出済額は1,022億517万6,520円で、差引残額の40万3,048円を翌年度に繰越します。

公費負担医療等に関する報酬等支払勘定の歳入ですが、予算現額10億5,806万6,000円に対し、収入済額は8億9,652万8,620円、歳出の支出済額は8億9,652万5,804円で、そのほとんどが生活保護支出金となっています。介護保険事業関係業務特別会計については以上です。

8 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

本特別会計では業務勘定と、障害者、障害児の2つの支払勘定があります。

障害者総合支援業務勘定ですが、歳入合計は予算現額6,823万4,000円に対し、収入済額7,007万2,900円、歳出の支出済額は5,688万5,250円となっており、歳入歳出差引残額は1,318万7,650円です。

歳入の款1手数料の収入済額は、5,205万円余りです。

歳出ですが、款1総務費、項1審査支払管理費の支出済額は2,682万円余りで、職員1名、嘱託職員1名の人件費の他、システム運用管理費などの委託料が主なものです。

款2国保中央会負担金は1,281万円余り、款4積立金では、他の会計と同様、合計で849万円余りを積み立てました。

障害介護給付費支払勘定ですが、予算現額256億4,010万2,000円に対し、収入済額及び支出済額ともに245億9,883万8,121円、障害児給付費支払勘定は、予算現額53億7,240万4,000円に対し、収入済額及び支出済額ともに50億4,170万1,173円となっております。

障害者総合支援法関係業務等特別会計については、以上となります。

財産目録

続きまして、令和4年3月31日現在の財産目録について、説明いたします。

資産ですが、流動資産は、審査支払手数料等の未収金などがあり、流動資産合計は273億3,885万円余りとなります。

その下の固定資産ですが、特定資産とその他の固定資産があり、特定資産は各会計でそれぞれ積み立てている積立資産となります。

その他の固定資産は、建物・建物付属設備・什器備品となり、固定資産合計では28億4,266万円余り、資産合計は301億8,151万5,305円となっています。

流動負債は、出納閉鎖までに支払するものや翌年度に繰り越して支払するものを計上しており、流動負債合計は271億1,018万円余り、固定負債は職員の貸付や退職給付引当金4億1,128万円余りで、負債合計は275億2,147万153円となっています。

正味財産は、26億6,004万円余りとなっています。

監査結果報告書

監査結果報告書になりますが、去る6月30日に監事会を開催し、御坊市長の三浦監事さんと北山村長の山口監事さんに監査をいただきました。

9 令和4年度一般会計補正予算について

県委託事業である後発医薬品使用実績リストの作成業務において、県薬務課からデータの追加抽出の依頼があったことによる増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加し、総額を25億3,233万8,000円といたします。

歳入ですが、款7諸収入で61万6,000円を増額し、歳出の款6諸支出金で使用実績リストの作成業務として同額を計上いたします。

10 令和4年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

業務勘定は令和3年度の消費税額が確定したことに伴い、3年度の不足分を各特会で応分に負担するためのものと保険者間調整の国保返還金の実績が予算額に比べ大きく伸びたための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,067万3,000円を追加し、総額を9億4,574万4,000円といたします。

また、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は、概算交付された指定公費の精算金を国庫に返還するための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、総額を39億2,142万4,000円といたします。

更に、抗体検査等費用に関する支払勘定は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に対応するための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、総額を1億9,974万4,000円といたします。事項別明細書で説明します。

業務勘定ですが、歳入の款5繰越金を4,867万3,000円、款6諸収入、目3保険者間調整健康保険療養費等受入金を4,200万円増額し、歳出の款1総務費で消費税不足分670万6,000円、款7諸支出金、目1保険者間調整国保返還金支出金で4,200万円を増額いたします。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定ですが、歳入の款3繰越金を80万円増

額し、歳出で款5諸支出金を新設の上、40万5,000円を増額し、国庫へ返還いたします。

抗体検査等費用に関する支払勘定では、歳入の款1抗体検査等費用受入金と歳出の款1抗体検査等費用支出金で、それぞれ6,000万円を増額いたします。

1.1 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

後期高齢者業務勘定では国保と同様、3年度消費税額の確定に伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万6,000円を追加し、総額を7億3,796万3,000円に、また、後期高齢者に係る公費負担医療に関する診療報酬支払勘定では、新型コロナウイルス感染症の支払額が予算額を上回る見込みとなったことに伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,000万円を追加し、総額を14億2,644万4,000円といたします。

後期高齢者業務勘定の事項別明細書ですが、歳入の款6繰越金を373万6,000円増額し、歳出の款1総務費で、消費税不足分358万7,000円を増額いたします。

後期高齢者に係る公費負担医療に関する診療報酬支払勘定ですが、新型コロナウイルス感染症の支払額が予算額を上回る見込みとなったことに伴い、公費負担医療受入金と支出金で、それぞれ1億4,000万円増額いたします。

補正予算については、以上となります。

1.2 理事の選任について

お手元にお配りしております役員候補者名簿及び国保連合会役員名簿をご覧ください。

令和4年2月28日の総会では、市長会から推薦いただいていた中村前紀の川市長が死去されたことから、任期満了に伴う役員の改選を定数14名の内、1名欠員のまま選任いただきましたが、今般、市長会の方から改めて岸本紀の川市長さんの推薦をいただきましたので、補欠役員の選任をお諮りさせていただきます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長

只今、議案第4号について説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

特になし。

議 長

ないようでございますので、議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

一 同

特になし。

議 長

特にないようでございますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後2時48分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

副理事長

太地町長

印

理 事

高野町長

印